

男女が支え合い、いきいきと暮らせる
まちをめざして

津市男女共同参画 基本計画 (概要版)



平成20年7月

津 市

計画策定の趣旨

平成19年7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、家庭や職場、地域などで男女の参画度合に差があると感じる人が多いという結果が出ています。このことは、行動や役割を性別だけによって固定的にとらえたり考えたりする、固定的な性別役割分担意識などが要因となっているものと思われます。

また、現在、わが国では少子高齢化が急激に進み、社会基盤そのものの存続が危惧されており、社会経済状況の変化に対応できるまちづくりが急務とされています。

こうしたさまざまな課題を解決し、津市が市民・事業者の皆さんと協力・連携して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向を示すものとして、基本計画を策定しました。

計画の基本理念

この計画は、次の津市男女共同参画推進条例の四つの基本理念に基づいています。

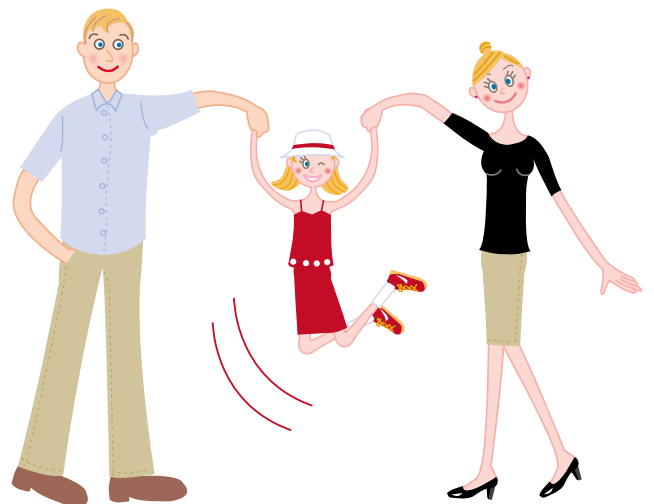
- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

計画の位置づけ

この計画は、津市の最上位計画である「津市総合計画」との整合性を図っています。また、津市が策定した他の計画と連携しながら機能します。

計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までとしています。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。



計画の体系図

(目 標)

男女共同参画社会の実現

(基本目標)

(施策の方向)

I 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

- ①市民・事業者への男女共同参画意識の啓発の推進
- ②職場・学校・地域・家庭での男女共同参画意識の啓発の推進
- ③国や県、他自治体等と連携した啓発の推進
- ④国内外の男女共同参画に関する情報の発信

II 政策・方針決定の場における男女共同参画

- ①市の審議会等での男女共同参画の推進
- ②企業及び自治会等各種団体の方針決定の場における男女共同参画の促進
- ③市職員の男女共同参画の視点に立った登用

III 教育・学習の機会及び場における男女共同参画

- ①家庭における男女共同参画意識の醸成
- ②男女共同参画社会の実現に向けた学校教育等の推進
- ③男女共同参画社会の実現を支える生涯学習の推進

IV 働く機会及び場における男女共同参画

- ①仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援
- ②女性のチャレンジ支援
- ③あらゆる働く場における男女共同参画の促進
- ④育児・介護休業制度等の整備の促進と利用推進に向けた意識づくり

V 地域・家庭における男女共同参画

- ①地域における男女共同参画の促進
- ②家庭における男女共同参画の促進
- ③子育て・介護支援の充実
- ④一人親、高齢者及び障がい者家庭等への自立や生活の安定のための支援

VI あらゆる暴力等の防止

- ①ドメスティック・バイオレンス等の防止
- ②セクシュアル・ハラスメント等の防止
- ③相談・支援体制の整備と充実

VII 生涯を通じた心身の健康づくり

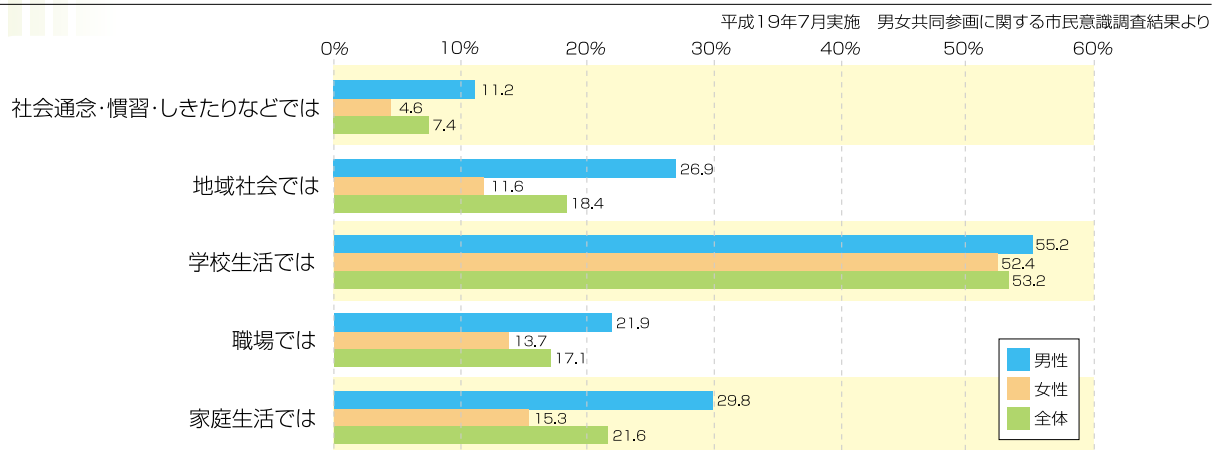
- ①生涯の各段階に応じた男女の健康への支援
- ②妊娠・出産期等の女性の健康支援
- ③相談・支援体制の整備と充実

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

男女共同参画については、男女共同参画社会基本法をはじめ、関係法規や制度の整備が進められてきましたが、今も社会に存在する固定的な性別役割分担意識により、男性も女性も生き方や行動を制限され、自分らしく生きることを出来にくくしています。

男女共同参画を推進するためには、人びとの意識への継続的な啓発と、啓発により自発的に実践する意識の高揚が必要とされていることから、基本目標Ⅰでは、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発に努めます。また、男女共同参画を効果的に推進するため、情報を収集・発信し、国や県をはじめ、近隣の市町など他の自治体とも連携しながら取組を進めます。

各分野における男女平等の進捗率（「平等になっている」と答えた人の割合）



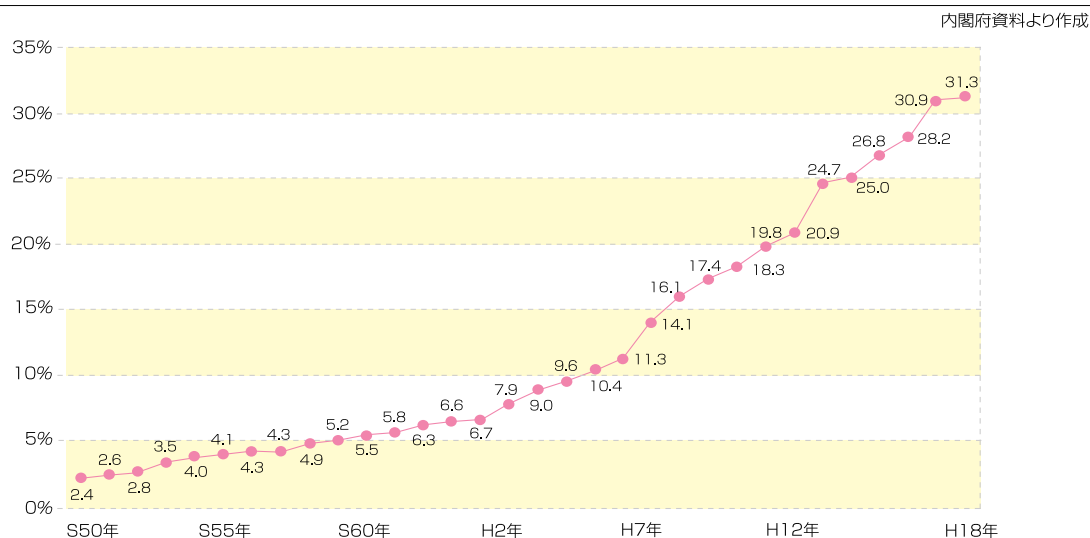
基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女共同参画

現実には政策や方針決定の場に、女性の参画が極めて少ないのが現状です。

女性が政策決定や方針決定の場に参画することに対して、消極的との結果が出ています。

男女共同参画を推進するためには、女性の参画が少ないさまざまな組織における方針決定の場や市における政策策定の場に積極的に女性を登用して、男女それぞれの意思や考えをともに十分反映させるシステムづくりが求められています。

国の審議会等における女性委員割合の推移



基本目標Ⅲ

教育・学習の機会及び場における男女共同参画

男女共同参画意識の形成は、幼少期からの環境や教育の影響が大きく、家庭における生活環境や教育、人格形成の大切な時期を過ごす学校等での教育、社会における生涯を通じた教育の果たす役割は、きわめて重要です。

基本目標Ⅲでは、各種講座やセミナーの開催、情報紙の発行などを通じて、家庭での男女共同参画意識の醸成を促進します。また、男女共同参画社会実現に向けた学校教育等の推進や、誰でも、いつでも、どこでもさまざまな教育や学習を受けられる機会や場を提供し、生涯を通じた学習の推進に努めます。

基本目標Ⅳ

働く機会及び場における男女共同参画

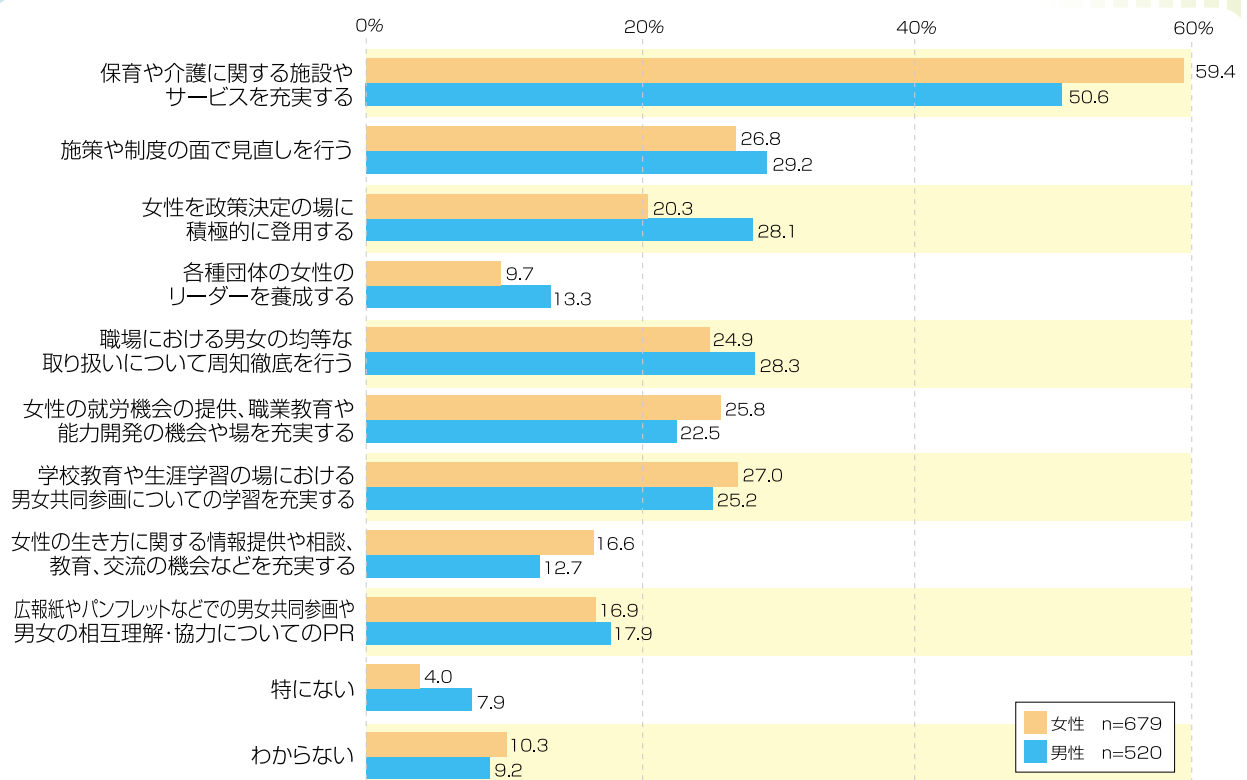
雇用の場における男女共同参画の推進や仕事と家庭その他の活動との両立を図るため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法が制定・改正されるなど、法的な整備がなされてきました。しかし、市民意識調査では、家事・育児・介護はそのほとんどを女性が担っているという結果も出ており、女性が仕事を継続することや再就労するには、まだなお厳しい現実があります。

一方、男性は長時間労働など仕事中心の生活により、家庭その他の活動に参加する時間的・精神的な余裕のない就労環境の中で、心身の健康が侵されることも多くなっています。

基本目標Ⅳでは、仕事と家庭その他の活動との調和を図るための多様なニーズに対応できる支援、再就労などのチャレンジ支援や育児・介護に関する各種支援制度の利用推進への意識づくりなど、働く機会及び場における多面的な施策を実施していきます。

男女共同参画社会を実現するための行政の取り組みについて

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果より



基本目標Ⅴ

地域・家庭における男女共同参画

男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の生活基盤である地域や家庭が果たすべき役割は大きく、その構成員として男女が互いに協力し支え合って、責任と役割を共に担うことは、非常に重要なこととなっています。

基本目標Ⅴでは、地域リーダーの育成やボランティア活動への支援、男性の地域活動への参加促進など、地域における男女共同参画を促進するとともに、これまで女性が担うことが多かった家庭生活での家事・育児・介護などを、男女一人ひとりが家族の一員として主体的に担っていくために、意識啓発を行うとともに、講座・セミナー等の開催など、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実に努め、家庭における男女共同参画も促進します。

また、子育て・介護支援の充実や一人親、高齢者及び障がい者家庭等への自立や生活の安定のための支援を行います。



基本目標Ⅵ

あらゆる暴力等の防止



すべての人は、人権を尊重され、自分らしく生き、社会生活を営む権利を保障されなくてはなりません。残念ながら、現実には配偶者や親密な関係にある者からのドメスティック・バイオレンスなどの暴力的行為や人権侵害は、社会に広く存在しています。

一方、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントは、職場に限らず地域や学校でも起こっており、個人が能力を発揮し、安心して活動をする妨げとなっています。また、幼い子どもや介護が必要な高齢者に対する虐待や、同居する子どもから親や祖父母などへの暴力も増えつつあり、社会的な問題となっています。

基本目標Ⅵでは、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待などは、重大な人権侵害であることを周知し、いかなる暴力も許さないという意識を醸成して、それを防止するとともに、他の機関と連携した相談体制の整備や被害者への支援に努めます。



基本目標Ⅶ

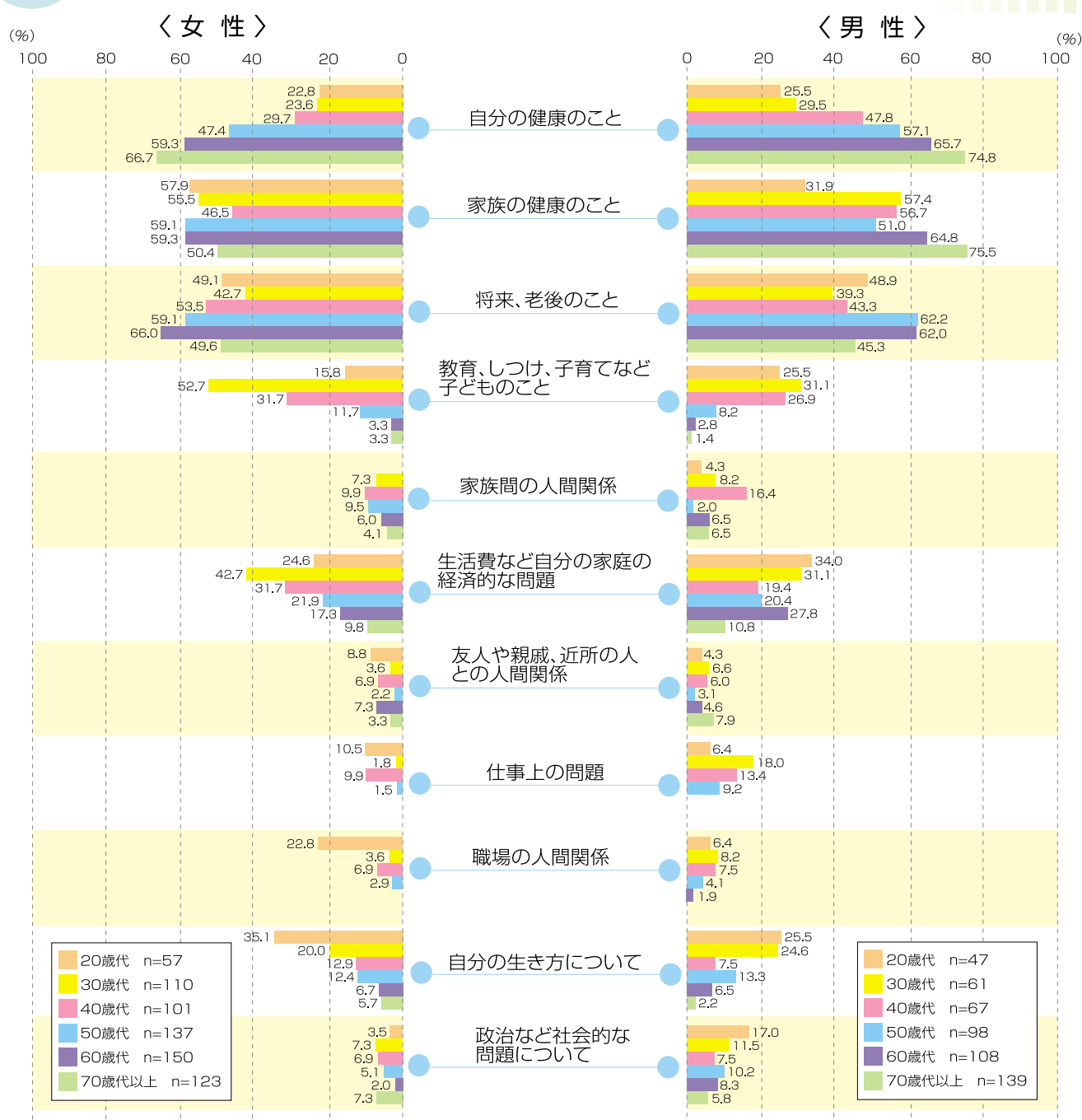
生涯を通じた心身の健康づくり

男女が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を実現する上で非常に重要です。そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが生涯の各段階に応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が求められています。

基本目標Ⅶでは、男女が、健やかな毎日を過ごし、互いの身体的特質を理解した上で、相手の健康に思いやりを持って、いろいろな活動に参画できるよう、心身の健康についての正しい知識の情報提供や予防のための健康診査、相談体制の整備・充実など、男女の「生涯を通じた心身の健康づくり」に向けて、さまざまな施策を実施していきます。

あなたにとって、特に心配なことは何ですか。(複数回答) 一性・年齢別

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果より



計画の進め方

～計画を効果的に、かつ着実に進めるために～

この計画を効果的に、かつ着実に進めるため、推進体制の充実を図ります。また、市民や事業者の皆さんと行政とが一体となって、協働で計画を推進します。

男女共同参画推進体制の充実

● 津市男女共同参画審議会

学識経験者や国・県の関係機関職員、公募委員などで構成される津市男女共同参画審議会では、基本計画に関する事項や男女共同参画に関する事項を審議し、施策の進捗状況について、評価を行います。

● 津市男女共同参画推進会議

副市長を会長とし、関係する部長級職員、課長級職員及び担当職員で構成された津市男女共同参画推進会議を設置し、各部局の連携を密にするとともに、それぞれの施策策定や実施を男女共同参画の視点で行い、より充実した推進体制で計画を進めます。

市民・男女共同参画推進団体との協働による推進

● 啓発活動の充実

市民や市内各地域で活動する男女共同参画推進団体の皆さんとの協働により、啓発活動を充実させ、市内各地域での男女共同参画の着実な推進をめざします。

● 市民の意見の反映

ホームページや情報紙等で施策や施策の進捗状況を毎年度公表し、市民の皆さんの声をいただき、そのご意見を反映させながら、計画を効果的に推進します。

津市男女共同参画基本計画(概要版)

平成20年7月

□ 発行／津市市民部男女共同参画室
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
電話 059-229-3103
FAX 059-229-3366
E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp

